

滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の
調査等の対象となる法人の範囲を定める条例案要綱

1 制定の理由

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)が一部改正されたことに伴い、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人について、同令に規定する法人に加え、地方公共団体の条例で当該地方公共団体が資本金等の 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している法人等を追加することができることとなったことから、当該法人の範囲を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、地方自治法施行令に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲について定めることとします。(第 1 条関係)
- (2) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社を、予算執行に関する知事の調査等の対象となる法人とすることとします。(第 2 条関係)
- (3) 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社を、予算執行に関する知事の調査等の対象となる法人とすることとします。(第 2 条関係)
- (4) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 19 号

滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方自治法施行令に基づく予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）

第 152 条第 1 項第 3 号および第 4 項第 2 号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲について定めるものとする。

(知事の調査等の対象となる法人)

第 2 条 令第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

2 令第 152 条第 4 項第 2 号の条例で定める一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。